

川西市訪問型支えあい活動支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に定める第1号訪問事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）第2の4(1)に規定する住民等が主体となって提供するサービス・活動B及びD（以下「訪問型支えあい活動」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 住民や特定非営利活動法人等の地域住民が主体となり、地域の実情に応じた訪問型支えあい活動を行い、高齢者等の自立した生活環境の維持又は向上を図るとともに、高齢者等が自らも訪問型支えあい活動を行うことで、介護予防を促進し住民主体による自助・互助の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、法及び実施指針の例による。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条第1項各号に掲げる活動とその活動内容とする団体（以下「訪問型支えあい活動団体」という。）であって、その活動者（当該団体に所属し、又はその活動の重要な部分に従事する者をいう。以下同じ。）が5人以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体

(2) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が活動者として参加している団体

(補助金の対象となる活動内容)

第5条 補助金の対象となる活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 次条各号に掲げる者の次に掲げる行為を支援する活動

ア 車両、徒歩又は公共交通機関による生活上必要な外出

イ 生活上必要な物品の購入及び受取

ウ 生活上生ずる廃棄物の排出

エ 電球の交換その他住居及び生活用具の保守、移動等の軽作業

オ 掃除、剪定その他住居及びその付帯施設の整備

(2) 次条各号に掲げる者の孤立を防ぐための傾聴活動

2 補助対象者は、自家用車、レンタカー等を使用して前項第1号アの活動に対する支援を行う場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン（令和6年3月1日国自旅第359号）を遵守しなければならない。

(利用者)

第6条 訪問型支えあい活動の利用者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

(2) 65歳以上の者であって、身体機能の低下又は移動手段の確保が困難な生活状況にあるもの

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、国、県、市その他公共団体の補助制度により、補助を受けている経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、別表第1欄に掲げる活動区分に応じ、同表第2欄に掲げる補助対象経費を合計した額とする。

2 補助金の上限額は、別表第3欄に掲げる1年度における活動件数に応じ、それぞれ同表第4欄に掲げる補助上限額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象者が新たに第5条第1項第1号アの行為を支援する活動を車両を賃借して実施するときは、当該活動を開始した日から3年後の年度末までの期間に限り、第7条に規定する補助対象経費を補助金として交付することができる。ただし、その上限額を1,428,000円とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が指定する期日までに補助金等交付申請書（様式第1号）に活動者名簿を添えて市長に提出して申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、申請内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付、報告、確定等)

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても、補助金の一部又は全部を交付することができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けたときは、当該交付を受けた日が属する会計年度が終了した日から20日以内に、当該交付を受けた活動に係る補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の補助事業等実績報告書の提出があったときは、補助事業者に交付すべき補助金の額を速やかに確定するものとする。

4 市長は、第1項の規定により交付した補助金の額が前項の規定により確定した補助金の額を超えるときは、期限を定めて、当該超えた額の返還を命ずるものとする。

(研修)

第12条 活動者は、市が実施する川西市生活支援サポーター養成研修を受講し、修了するよう努めるものとする。

(記録及び保存)

第13条 補助金の交付を受けた補助対象者は、別に定める活動に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存しなければならない。

2 補助金の交付を受けた補助対象者は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条・第8条関係）

活動区分	補助対象経費		1年度における活動件数	補助上限額
第5条第1項第1号及び第2号の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口やコーディネート業務に係る人件費 ・通信費 ・消耗品費 ・広報費 ・保険料 		20件以上	40,000円
	（訪問型支えあい活動に係る損害保険に限り、第5条第1項第1号アの行為を支援する活動に用いる車両に係るものを除く。）		150件以上	80,000円
第5条第1項第1号アの行為を支援する活動であって車両を用いるもの	個人所有車両を使用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料（訪問型支えあい活動における車両に係る対人、対物等の事故を補償する保険に限る） ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・運転手に対する奨励金。ただし、1件あたり500円を上限とする。 	20件以上	492,000円
		<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・運転手に対する奨励金。ただし、1件あたり500円を上限とする。 	150件以上	1,428,000円
	賃借した車両を使用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の賃借料 ・保険料 ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・運転手に対する奨励金。ただし、1件あたり500円を上限とする。 	150件以上	1,428,000円

備考

- 1 第5条第1項第1号及び第2号の活動に係る1年度の活動件数は、1人の利用者からの1件の依頼に基づく第5条第1項各号及び同条第2項に掲げる活動を単位として、1件とする。
- 2 加算額のうち、1人の支援を行う場合は1依頼（往復）につき、1件とする。
- 3 第5条第1項第1号アの行為を支援する活動であって車両を用いるものにおいて複数の利用者からの依頼に基づき車両を運行する場合は、当該運行1回につき、1件とする。